

市第113号議案

横浜市国民健康保険条例の一部改正

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年2月13日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第1条の3」を「・第1条の2」に改める。

第1条の2中「次のいずれかに該当する者」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は里親に委託されている児童であって、民法（明治31年法律第9号）の規定による扶養義務者のないもの」に改め、同条各号を削る。

第1条の3及び第2条第4号を削る。

第11条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第12条第1項中「本市は」の次に「、特定健康診査等（法第72条の5に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。）を行うほか、これらの事業以外の事業であって」を加える。

第12条の2第1項中「）及び」の次に「後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに」を加える。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「法第8条の2第1項に規定する退職被保険者及び同条第2項に規定する退職被保険者の被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）に係る」を削り、同条第1号中「一般被保険者に係る」を削り、「及び高額療養費」「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「の100分の60に相当する」を「から当該費用に係る国等の負担金に相当する額の見込額を控除した」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 当該年度の初日における高齢者医療確保法第36条第1項の規定による前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額の見込額から当該費用に係る国等の負担金に相当する額の見込額を控除した額

第13条に次の1号を加える。

- (3) 当該年度の初日における特定健康診査等の実施に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前2号に掲げるものを除く。）の額の見込額から当該費用に係る国等の負担金に相当する額の見込額を控除した額

第14条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者について」を「被保険者について」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「第1項又は前項」を「同項」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等が同一世帯に属する場合には、第1項の基礎賦課額と前項の基礎賦課額との合算額とす

る。次項において同じ。)」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「又は第2項」を削り、「560,000円」を「470,000円」に改め、同項を同条第3項とする。

第15条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「一般被保険者又は退職被保険者等」を「被保険者」に改め、「除く」の次に「。以下同じ」を加え、同項を同条第2項とする。

第15条の2第1項中「第16条第1項第2号」を「次条第1項第2号」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条第2項を削る。

第16条第1項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、「国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法」を「同号ただし書に規定する厚生労働省令で定めるところ」に改め、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第17条を削る。

第16条の6第1項第1号中「国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法」を「同号ただし書に規定する厚生労働省令で定めるところ」に改め、同条を第17条とする。

第16条の5中「第16条の3第1項」を「第16条の8第1項」に改め、同条を第16条の10とする。

第16条の4第1項中「第16条の6第1項第1号」を「第17条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第15条第3項」を「第15条第2項」に、「前2項」を「前項」に、「第16条の4第1項」を「第16条の9第1項」に、「一般被保険者又は退職被

保険者等」」を「「被保険者」」に改め、同条を第16条の9とする。

第16条の3を第16条の8とする。

第16条の2中「国」を「国等」に改め、同条を第16条の7とし、第16条の次に次の5条を加える。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第16条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第19条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、当該年度の初日における高齢者医療確保法第118条第1項の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額の見込額から当該費用に係る国等の負担金に相当する額の見込額を控除した額の範囲内で市長が定めるものとする。

(後期高齢者支援金等賦課額)

第16条の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、同一世帯に属する被保険者について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

2 前項の場合において、同項の後期高齢者支援金等賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第1項の後期高齢者支援金等賦課額は、120,000円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額に係る所得割額の算定)

第16条の4 前条第1項の所得割額は、被保険者が当該年度分として納付した、又は納付すべき市民税額に、第16条の6第1項第1

号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

- 2 前項の場合において、被保険者が当該年度分として本市に納付した、又は納付すべき市民税額がないときは、他の市町村又は特別区に当該年度分として納付した、又は納付すべき市町村民税額又は特別区民税額の算定の基礎となった金額を横浜市市税条例に定める市民税額の算定方法によって算定した額をもって、同項の市民税額とする。

(後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額の算定)

第16条の5 第16条の3第1項の被保険者均等割額は、次条第1項第2号に規定する被保険者均等割の保険料率に、同一世帯に属する被保険者の数を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第16条の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を後期高齢者支援金等賦課額の算定の基礎となる市民税額(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第5号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書に規定する厚生労働省令で定めるところにより補正された後の金額)の当該年度における見込総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における被保険者の見込数で除して得た額

- 2 前項の保険料率を決定する場合において、当該保険料率に小数点以下第2位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これ

を切り上げる。

3 市長は、第1項の保険料率を決定したときは、速やかに、告示しなければならない。

第18条の見出し中「納期」を「普通徴収に係る納期」に改め、同条第1項中「保険料」を「普通徴収（法第76条の3第1項に規定する普通徴収をいう。）に係る保険料」に改める。

第19条第1項中「若しくは第16条の3」を「、第16条の3若しくは第16条の8」に改め、同条第2項中「若しくは第16条の3」を「、第16条の3若しくは第16条の8」に、「第5号」を「第8号」に改める。

第19条の2及び第19条の3中「及び第16条の3」を「、第16条の3及び第16条の8」に改める。

付則第9項を削る。

付則第10項中「平成18年度から平成21年度までの各年度」を「平成20年度及び平成21年度」に、「第16条の2」を「第16条の7」に、「附則第12項」を「附則第24条第1項」に改め、同項を付則第9項とする。

付則第11項を付則第10項とし、付則第12項から第14項までを1項ずつ繰り上げ、付則に次の21項を加える。

（退職被保険者の被扶養者の経過措置）

14 平成26年度までの間において、法附則第6条第2項各号に規定する主としてその者により生計を維持する被扶養者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 被扶養者の年間の収入が1,300,000円未満（被扶養者が60歳以上の者又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

にあっては、1,800,000円未満)であって、かつ、当該被扶養者に係る法附則第6条第1項本文に規定する退職被保険者の年間の収入の2分の1未満である者

(2) 前号に準ずると市長が認める者

(協議会の委員の定数の経過措置)

15 第2条の規定にかかわらず、平成26年度までの間においては、協議会の委員の定数は、同条各号に定めるもののほか、法附則第7条第3項に規定する被用者保険等被保険者を代表する委員にあっては、2人とする。

(平成20年度及び平成21年度における基礎賦課総額の特例)

16 平成20年度及び平成21年度における第13条の規定の適用については、同条中「基礎賦課額(」とあるのは「一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。))に係る基礎賦課額(」と、同条第1号中「療養の給付に要する」とあるのは「一般被保険者に係る療養の給付に要する」と、「見込額を控除した額」とあるのは「見込額を控除した額から法附則第24条第1項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額(高齢者医療確保法第118条第1項の規定による後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法附則第7条第1項の規定による病床転換支援金等並びに介護納付金(法第69条に規定する介護納付金をいう。以下同じ。))の納付に要する費用に係るものを除く。)及び法附則第26条第1項の規定による交付金に相当する額の総額の見込額を控除した額に同項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規

定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額の総額の見込額を加えた額」と、同条第2号中「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第36条第1項の前期高齢者納付金の額に法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」と、同条第3号中「前2号」とあるのは「付則第16項の規定により読み替えられた前2号」とする。

(平成22年度から平成26年度までの各年度における基礎賦課総額の特例)

- 17 平成22年度から平成26年度までの各年度における第13条の規定の適用については、同条中「基礎賦課額（）」とあるのは「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（）」と、同条第1号中「療養の給付に要する」とあるのは「一般被保険者に係る療養の給付に要する」と、同条第2号中「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第36条第1項の前期高齢者納付金の額に法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」と、同条第3号中「前2号」とあるのは「付則第17項の規定により読み替えられた前2号」とする。

(平成20年度から平成26年度までの各年度における基礎賦課額の特例)

- 18 平成20年度から平成26年度までの各年度における第14条の規定の適用については、同条第1項中「基礎賦課額」とあるのは「一

般被保険者に係る基礎賦課額」と、「被保険者に」とあるのは「一般被保険者に」と、同条第2項中「前項」及び「同項」とあるのは「付則第18項の規定により読み替えられた前項又は付則第19項」と、「基礎賦課額」とあるのは「基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一世帯に属する場合には、付則第18項の規定により読み替えられた前項の基礎賦課額と付則第19項の基礎賦課額との合算額とする。付則第18項の規定により読み替えられた次項において同じ。）」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則第18項の規定により読み替えられた第1項又は付則第19項」とする。

19 平成20年度から平成26年度までの各年度における保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、同一世帯に属する退職被保険者等について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

（平成20年度から平成26年度までの各年度における基礎賦課額に係る所得割額の算定の特例）

20 平成20年度から平成26年度までの各年度における第15条の規定の適用については、同条第1項中「前条第1項」とあるのは「付則第18項の規定により読み替えられた前条第1項」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「第16条第1項第1号」とあるのは「付則第24項の規定により読み替えられた第16条第1項第1号」と、同条第2項中「前項」とあるのは「付則第20項の規定により読み替えられた前項又は付則第21項」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者又は退職被保険者等」とする。

21 平成20年度から平成26年度までの各年度における付則第19項の

所得割額は、退職被保険者等が当該年度分として納付した、又は納付すべき市民税額に、付則第24項の規定により読み替えられた第16条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(平成20年度から平成26年度までの各年度における基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の特例)

22 平成20年度から平成26年度までの各年度における第15条の2の規定の適用については、同条中「第14条第1項」とあるのは「付則第18項の規定により読み替えられた第14条第1項」と、「次条第1項第2号」とあるのは「付則第24項の規定により読み替えられた次条第1項第2号」と、「被保険者の」とあるのは「一般被保険者の」とする。

23 平成20年度から平成26年度までの各年度における付則第19項の被保険者均等割額は、次項の規定により読み替えられた第16条第1項第2号に規定する被保険者均等割の保険料率に、同一世帯に属する退職被保険者等の数を乗じて算定する。

(平成20年度から平成26年度までの各年度における基礎賦課額の保険料率の特例)

24 平成20年度から平成26年度までの各年度における第16条の規定の適用については、同条第1項第1号中「保険料」とあるのは「一般被保険者に係る保険料」と、「第29条の7第2項第6号ただし書」とあるのは「附則第4条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第2項第6号ただし書」と、同項第2号中「保険料」とあるのは「一般被保険者に係る保険料」と、「被保険者の」とあるのは「一般被保険者の」と、同条第2項中「前項」と

あるのは「付則第24項の規定により読み替えられた前項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則第24項の規定により読み替えられた第1項」とする。

(平成20年度及び平成21年度における後期高齢者支援金等賦課総額の特例)

25 平成20年度及び平成21年度における第16条の2の規定の適用については、同条中「後期高齢者支援金等賦課額(」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(」と、「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第118条第1項の後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法附則第7条第1項の病床転換支援金の額に法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法附則第7条第1項の規定による病床転換支援金等の」と、「相当する額」とあるのは「相当する額並びに法附則第24条第1項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額のうち高齢者医療確保法第118条第1項の規定による後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法附則第7条第1項の規定による病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものの総額」とする。

(平成22年度から平成24年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課総額の特例)

26 平成22年度から平成24年度までの各年度における第16条の2の規定の適用については、同条中「後期高齢者支援金等賦課額(」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(」

と、「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第118条第1項の後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法附則第7条第1項の病床転換支援金の額に法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法附則第7条第1項の規定による病床転換支援金等の」とする。

(平成25年度及び平成26年度における後期高齢者支援金等賦課総額の特例)

27 平成25年度及び平成26年度における第16条の2の規定の適用については、同条中「後期高齢者支援金等賦課額（）」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（）」と、「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第118条第1項の後期高齢者支援金の額に法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」とする。

(平成20年度から平成26年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課額の特例)

28 平成20年度から平成26年度までの各年度における第16条の3の規定の適用については、同条第1項中「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」と、「被保険者に」とあるのは「一般被保険者に」と、同条第2項中「前項」及び「同項」とあるのは「付則第28項の規定により読み替えられた前項又は付則第29項」と、「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険

者と退職被保険者等が同一世帯に属する場合には、付則第28項の規定により読み替えられた前項の後期高齢者支援金等賦課額と付則第29項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額とする。付則第28項の規定により読み替えられた次項において同じ。) 」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則第28項の規定により読み替えられた第1項又は付則第29項」とする。

29 平成20年度から平成26年度までの各年度における保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、同一世帯に属する退職被保険者等について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

(平成20年度から平成26年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課額に係る所得割額の算定の特例)

30 平成20年度から平成26年度までの各年度における第16条の4の規定の適用については、同条第1項中「前条第1項」とあるのは「付則第28項の規定により読み替えられた前条第1項」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「第16条の6第1項第1号」とあるのは「付則第34項の規定により読み替えられた第16条の6第1項第1号」と、同条第2項中「前項」とあるのは「付則第30項の規定により読み替えられた前項又は付則第31項」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者又は退職被保険者等」と、「同項」とあるのは「付則第30項の規定により読み替えられた前項又は付則第31項」とする。

31 平成20年度から平成26年度までの各年度における付則第29項の所得割額は、退職被保険者等が当該年度分として納付した、又は納付すべき市民税額に、付則第34項の規定により読み替えられた

第16条の6第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(平成20年度から平成26年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額の算定の特例)

32 平成20年度から平成26年度までの各年度における第16条の5の規定の適用については、同条中「第16条の3第1項」とあるのは「付則第28項の規定により読み替えられた第16条の3第1項」と、「次条第1項第2号」とあるのは「付則第34項の規定により読み替えられた次条第1項第2号」と、「被保険者の」とあるのは「一般被保険者の」とする。

33 平成20年度から平成26年度までの各年度における付則第29項の被保険者均等割額は、次項の規定により読み替えられた第16条の6第1項第2号に規定する被保険者均等割の保険料率に、同一世帯に属する退職被保険者等の数を乗じて算定する。

(平成20年度から平成26年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課額の保険料率の特例)

34 平成20年度から平成26年度までの各年度における第16条の6の規定の適用については、同条第1項第1号中「後期高齢者支援金等賦課総額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」と、「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」と、「第29条の7第3項第5号ただし書」とあるのは「附則第4条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第3項第5号ただし書」と、同項第2号中「後期高齢者支援金等賦課総額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」と、「被保険者の

」とあるのは「一般被保険者の」と、同条第2項中「前項」とあるのは「付則第34項の規定により読み替えられた前項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則第34項の規定により読み替えられた第1項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第11条の規定は、この条例の施行の日以後に死亡した被保険者に係る葬祭費の支給について適用し、同日前に死亡した被保険者に係る葬祭費の支給については、なお従前の例による。
- 3 新条例第12条の2から第19条の3まで、付則第9項及び付則第16項から第34項までの規定は、平成20年度以後の年度分の保険料について適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

老人保健法及び国民健康保険法の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等に係る保険料を賦課し、及び徴収する等のため、横浜市国民健康保険条例の一部を改正したいので提案する。